

令和 5 年 第 4 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 5 年 12月 5日 開会

令和 5 年 12月 8日 閉会

南阿蘇村議会

会期日程

令和5年第4回定例会

会期4日間

| 期 日 | 曜日 | 区 分 | 時 間 | 日 程 等 |
|-------|----|---------|-------|--|
| 12月5日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 上程議案説明 一般質問 |
| 12月6日 | 水 | 休 会 | — | 議案審議 |
| 12月7日 | 木 | 合同常任委員会 | 午前10時 | 2常任委員会による合同審査 (大会議室) |
| 12月8日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 質疑 討論 採決 閉会宣言 |

第 1 号

12月5日(火)

令和5年第4回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和5年12月5日(火)
午前10時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第65号 南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
(先 議) 制定について

日程第 5 提案理由の説明

- ・ 議案第66号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第67号 南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第68号 南阿蘇村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第69号 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第7号)について
- ・ 議案第70号 令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- ・ 議案第71号 令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- ・ 議案第72号 令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- ・ 議案第73号 令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について
- ・ 議案第74号 村道路線の認定について
- ・ 議案第75号 工事請負契約の変更について

- ・ 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

| | |
|-------------|----------|
| 1番 (辰巳和美議員) | 8番 丸野健一郎 |
| 2番 岡智則 | 9番 桐原純男 |
| 3番 坂田正也 | 10番 工藤保雄 |
| 4番 河内克也 | 11番 笠野眞喜 |
| 5番 市原恵一 | 12番 橋本功 |
| 6番 今村輝宏 | 13番 後藤征昭 |
| 7番 今村竜喜 | 14番 山室昭憲 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|-----------|-------|
| 村長 | 吉良清一 |
| 副村長 | 児玉みどり |
| 教育長 | 今村了介 |
| 総務課長 | 藤本哲章 |
| 政策企画課長 | 野口幸広 |
| 教育委員会事務局長 | 福本道昭 |
| 建設課長 | 笠功祐 |
| 会計課長 | 飛瀬和徳 |
| 健康推進課長 | 園田秀也 |
| 農政課長 | 下田朱美 |
| 住民福祉課長 | 高宮喜美男 |
| 税務課長 | 片島弘幸 |
| 産業観光課長 | 今村洋一 |
| 水・環境課長 | 今村隆博 |
| 保育所長 | 荒牧百合子 |
| 定住促進課長 | 梅田雄治 |
| 子育て支援課長 | 吉弘泰彦 |

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 桐原恵 |
| 議会事務局主幹 | 佐藤桂輔 |

開会 午前10時00分



○議長(山室昭憲議員) おはようございます。定数をみたしておりますので、ただいまから、令和5年第4回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。一同、その場に起立をお願いいたします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に、委ねます。発言される場合には、マスクを外しマイクを使って御発言をお願いいたします。会議中の携帯電話は、電話を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員について

○議長(山室昭憲議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番今村竜喜議員、8番丸野健一郎議員を指名いたします。



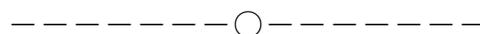
日程第2 会議録署名議員について

○議長(山室昭憲議員) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から、12月8日までの4日間とし、お配りしております。会期日程のとおりにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 異議なしと認めます。よって、本定例会は会期日程のとおりとし、会期は、本日から8日までの4日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告について

○議長(山室昭憲議員) 日程第3、諸般の報告、各委員長及び、広域議員代表並びに、監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



日程第4 議案第65号 南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(山室昭憲議員) 日程第4、議案第65号、南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。それでは、村長に提案理由の説明を求めます。

○村長（吉良清一村長） 皆さんおはようございます。12月の定例会御苦労さまです。朝夕めっきり寒くなりましたので風邪など引かれませんように御留意していただきたいと思ひます。

それでは、まず初めに、議案の第65号、これにつきまして提案理由の説明をさせていただきます。

南阿蘇村一般職の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、12月8日に施行される案件となりまして、先議をお願いしたいので、提案理由の説明を申し上げます。本件は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布され、同日施行されたことにより、条例の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。

改正内容は、人事院勧告にも準じまして、一般職の職員についての俸給月額、期末手当及び勤勉手当、並びに再任用職員の期末勤勉手当の改定を行うとともに、在宅勤務等手当を新設、あわせて、特定任期付職員の給料表改定など、所要の改正を行うものであります。

主な改定は、一般職の民間給与との格差を解消するため、高卒初任給を8%、1万2,000円、でございます。大卒初任給を約6%、1万1,000円でございますが、引上げるほかに、俸給表の改定に加え期末勤勉手当を、年間4.40月分から4.50月分、支給へと上げます。

なお、令和5年度12月期においては、一般職でこれまで、1.2月だった期末手当を1.25月に、1.05月だった勤勉手当を1.05月の支給月数へと改定し、再任用職員につきましては期末手当を0.7月に、勤勉手当を0.5月とし、令和6年度以降、一般職は、6月期12月期の期末手当を1.22月、勤勉手当を1.025月とし、再任用職員につきましては、期末手当を0.6875月に、勤勉手当を0.4875月の支給月数に引き上げる改正を行うものであります。

以上、本議案の説明となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山室昭憲議員） 執行部より、先議の申出がありましたので、これにより、議案第65号、南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 5

- 議案第 66 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 67 号 南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68 号 南阿蘇村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69 号 令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 70 号 令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 71 号 令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 72 号 令和 5 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 73 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 74 号 村道路線の認定について
- 議案第 75 号 工事請負契約の変更について
- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（山室昭憲議員） 日程第 5、議案第 66 号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを議題といたします。それでは、村長に提案理由の説明を求めます。

○村長（吉良清一村長） それでは続きまして議案の第 66 号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、今回の補正議案に計上しております。

熊本西税務署の税務調査において、指摘をされました、源泉所得税の徴収漏れによる事案が発生をいたしました。

また、先の議会で堆肥センターの余剰金問題も発生しておりまして、村民の信頼を損なう事態が重なっております。

このことにおきまして、村の最高責任者としての責任、責任を明らかにすべきということで、私の給料月額を令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 か月間の期間を 15%減額、副村長と教育長の給与月額を令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの 1 か月間、10%削減をするために、所要の改正を行うものでございます。

本議案の上程に当たりましては、村民の皆様にも村政に対する不信と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は、関連法令を徹底し適切な村政の運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認を賜りますようお願いいたします。

なお、源泉所得税の徴収漏れにつきましては、詳細を合同常任委員会にて、御説明を申し上げますこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次は議案第67号南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月に公布され、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産予定、または出産した場合において当該納税義務者に対して課する税額を減免するため所定の改正を行うものであります。

次に、議案第68号南阿蘇村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム構築の認証業務に関する法律が令和5年5月に一部改正されたことに伴い、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードに加え、スマートフォンの利用を可能とするため所要の改正を行うものであります。

次からは補正予算です。まず、議案第69号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6億2,150万7,000円を増額し、総額を130億2,383万5,000円とする補正予算であります。

主な歳入補正の内容につきましては、地方交付税の増額1億5,029万8,000円をプレミアム商品券事業、住民税非課税世帯給付金事業及びLPガス使用世帯への支援事業などに伴う国庫支出金1億8,902万2,000円、初期投資促進事業新規就農者育成総合支援事業などに伴う、県支出金2,725万9,000円、ふるさと寄附金の増額による寄附金1億円、プレミアム商品券、販売代金等の収集諸収入を1億781万4,000円追加計上しております。

また、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債等により、村債を4,800万円を増額をしております。

主な歳出の補正内容につきましては、総務費において物価高騰対応プレミアム商品券事業、南阿蘇鉄道運営資金貸付事業及びふるさと寄附金見込額増に伴う関連経費などにより3億8,073万4,000円を増額しております。

民生費におきましては、住民税非課税世帯給付金事業及びLPガス使用世帯への支援事業の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額、また、マイナンバーカード関連事業による戸籍システム改修事業などにより、1億5,711万の増額、衛生費におきましては、農業集落排水特別会計繰出金などにより346万円の増額。

農林水産業費において、乙ヶ瀬ため池審査池改修工事の増額、また、初期投資促進事業及び新規就農者育成総合支援事業などにより2,819万1,000円の増額。

土木費、土木費においては、橋梁更新補修設計業務委託事業、赤迫川護岸整備事業などにより、2,603万3,000円の増額、消防費におきましては、防災行政無線操作卓更新事業の増額、及び、拡声支局改修事業により604万円の増額。

教育費におきましては、小学校及び中学校特殊建築物定期調査業務委託事業などにより、453万4,000円を増額しております。

次に議案第70号令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ155万2,000円を減額し総額を19億4,548万4,000円とする補正予算であります。

補正内容につきましては、歳入で前年度決算に伴う繰越金の減額、歳出で前年度決算に伴う予備費の減額となっております。

次に議案第71号令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ62万5,000円を増額し総額を17億6,686万5,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましては、歳出で介護保険制度改正に伴うシステム改修事業の増額となっております。

次に議案第72号令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別医療保険特別会計補正予算第1号についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ828万1,000円を増額し総額を2億4,813万4,813万7,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましては、歳入で職員異動に伴う人件費の繰入金増額及び前年度決算に伴う繰越金の増額歳出で給料の追加調整、減塩対策事業、参加人員の増額による食糧費の増額及び予備費の増額となっております。

次に、議案第73号南阿蘇村令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算第2号についてであります。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ242万円を増額しまして、総額を9,873万3,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましては、歳出で第4号、第10号のマンホールポンプ場改修事業の追加歳入で一般会計繰入金を増額となっております。

以上が補正予算に関する提案説明であります。

続きまして議案第74号、村道路線の認定についてであります。当該路線は、県道熊本高森線の旧道区間における県との引継ぎに伴い、地域の生活道路として、当該路線を村道認定する必要があることから、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、契約案件です。議案第75号工事請負契約の変更についてであります。

本議案は、以前に議決いただきました令和5年度あそ望の郷隣接公園南側駐車場造成工事の工事請負契約の変更について議決をいただくものであります。

変更内容は、排水工の数量変更等による工事費の増額及び工期の延長に伴う変更契約を行うものであります。変更する契約の金額などは、記載のとおりでございます。

最後に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い候補者として村長が推薦する者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお伺いするものでございます。

推薦する方は、藤本るみ氏でございます。藤本氏は、住所が南阿蘇村大字吉田645番地生年月日は昭和33年2月20日の65歳でございます。議会の御意見をちょうだいいたしました後に、村から推薦をいたしまして法務大臣から委嘱を受け3年間お勤めいただくこととなります。御理解をいただき、同意をいただきますようお願いを申し上げます。

以上が提案理由の説明であります。御理解をいただき、議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、今回、執行部から提案されました全議案についての説明を終わります。

-----○-----

日程第6 一般質問

○議長（山室昭憲議員） 日程第6、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これにより、順に質問を許します。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は、1人20分以内となっておりますので、御

承知願います。4番（河内克也議員）議員の質問を許可します。

○4番（河内克也議員） 4番、河内です。この議会一般質問も、前々回からYouTubeで動画ネット配信されるようになり設定すれば、ご家庭のテレビでも見れるようになりました。昨夜現在で視聴された回数、御覧になった回数が、今年6月の第2回定例会で121回、121回。9月定例会で170回となっております。議会に関心を持っていただき、本日のように、直接傍聴においていただく皆様には、改めてお礼を申し上げますとともに、動画配信でこの質問映像を多くの村民、国民が御覧いただくこととなります。

改めて私、村民の代表として、一般質問の大切さ、重要さを噛みしめながら、質問に入ります。今回は、適正な予算執行と交付金の管理に関する質問で関係しますが、質問事項としては、2問となります。議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○議長（山室昭憲議員） 許可します。

○4番（河内克也議員） ありがとうございます。また、今回も、事前に議長の了解をいただき、質問補助資料を作成し端末サイドブック스에掲載していただき、傍聴席にはペーパーで配付をしていただいております。

1問目法令を遵守し、適正な予算執行についての質問です。

堆肥センター剰余金問題に関し9月定例会での決算不認定、誠に残念です。執行部はまず法令遵守、適正な予算執行が最も重要です。通告書にも書いておりますように、なぜかそれは全てが税金であるから、国債の運用益等、一部歳入ありますが、その運用した基金は税金です。予算の財源は税金です。

村民の皆様、国民が一生懸命働かれ、真面目に納税していただいたお金、税金です。だから予算執行、予算の使い方は重要です。

そして9月定例会10月の臨時会で私が発言しましたように、我々議会はしっかりと執行状況を監視しなければなりません。

有機肥料生産センター剰余金問題、当初修繕費等支出で手持ち金が必要だったとの説明でしたが、資料を調べましたがこの6年間一般会計でも修繕費の施設があります。

ご面倒ですが、補助資料を御覧ください。資料ナンバーワン上のほうです。

委託料を財源とする堆肥センター会計以外の一般会計、有機農業推進費で、施設の修繕費が6年総額、1,417万円あります。1年平均236万2,000円あります。支出されています。質問は、その説明とこれも補助資料上のほうに書いておりますように、一般会計で、委託料以外で支出の工事請負費、修繕費、役務費等必要な場合、幾ら以上は、村が支出する。センターがお金を出すとその支出基準、そして根拠を御説明ください。

2番目に資料ナンバーワン②に書いています、決算不認定を受けて臨時会で

の村長の発言ちょっと読み上げます。

今後は、今回の事態を重く受け止めまして、村政の適正な管理体制を構築しますとともに、法令を遵守し適正で透明性のある、行財政の運営を図りより一層責任感を持って、村政の信頼回復に努めてまいります。

発言された今後、適正な管理体制を構築するとともに、法令遵守、透明性のある行政運営のため、具体的対策は、9月定例会後、そして10月の臨時会後どういう取組をされたのか質問をいたします。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） それでは、ただいまの法令遵守適正な予算執行についてお答えいたします。

まず、質問の要旨1ですけれども、有機肥料センターの剰余金問題についてでございますが、有機肥料生産センターの繰越金につきましては、これまでも説明させていただいておりますように、堆肥センターは、建設から24年余りが経過をしておりますことから、委託先より委託先から、私が就任して間もない時期に、緊急的な修繕費用等の支出として、手持ち金を保有出来ないかとの相談を受けまして、繰越しを容認したところで、容認した次第であります。

この際に、契約の内容も確認しないままに、了承をしてしまいました。

この行動が軽率であり、不適切であったと深く反省をしております。このセンターの保留分、保留分は、緊急を要する修繕との認識でございまして、通常の工事や修繕等は、全て一般会計で対応することとしております。

工事や通常の工事や修繕の場合は、事前に見積り書を聴取し、施工したものであり、車両維持費につきましても、一般会計より支出をしております。

この堆肥センターの繰越金の取扱いにつきましては、新聞紙等で、剰余金の返還で、契約違反と大きく取上げられることとなりまして、村民に対して本当に不信を与えた。

また、このセンターの職員さんにも不快な思いをさせてしまいまして、本当に申し訳なかったと深く反省をしておるところでございます。

その次の質問でございますが、適正な管理体制を構築するとともに法令遵守、透明性のある行政運営のため具体的な対策はということでございますけれどもまず、堆肥センターの運営につきましては、合併当初からの慣例によりまして、業務委託を実施してきたところでございます。

適正な管理体制のため、仕様書を策定し、仕様書に基づき運営体制の適正化を努めてきたところでございます。

今後も契約書、仕様書等に基づき適正に実施されているかなど、内部統制の基本的な枠組みに基づきまして、必要に応じて、改善または、是正を図ることなど、適正な管理体制を構築するよう取り組んでまいります。

また、法令遵守につきましてですが、職員の最も基本的な義務であり、今後高いコンプライアンス意識が求められる中、法律に基づいた行政運営に努め実施してまいりたいと考えております。

透明性のあるということでございますので、情報開示に際しましても、住民に分かりやすいよう、広報紙、ホームページなどの手段の活用また、公表の方法等の一層の改善を図りまして、説明責任を十分に果たしてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） はい、4番河内です。

農政課長にちょっとお尋ねします。委託料年の委託料これは大体何月ぐらいに支払いをされるのか。そして、一括か前期後期に分けてとか、支払い方法についてちょっとまずお尋ねします。

○議長（山室昭憲議員） はい、下田農政課長。

○農政課長（下田朱美課長） はい。農政課長の下田です。お答えいたします。

1,284万円委託料がございますけれども、前期後期に分けて支払いをしております。

令和4年度は4月、あと10月のほうに支払っております。令和5年度につきましては、5月と9月に支払いをいたしております。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） 4番、河内です。

今の御答弁いただきました。毎年の剰余金を契約書どおり返還しなかった理由は、年度初め急な出費に対応するため、急な修繕に対応するためという、初めからの説明でしたが、しかし別に一般会計多額の修繕費、施設等があるという事実があります。

ここでつじつまという言葉を使いますと、それはつじつまが合いませんし、最後は契約書変更で、つじつま合わせをされております。

私は有機農業推進ということは理解しておりますし、センターの役割も認識はしております。

ただ、今回問題となった契約書を無視した予算管理、行政のルール無視、税金を扱う村、南阿蘇村行政は特に交付金の流れは、今、村長も言われましたように透明性が重要です。

私は今、地方自治体、市町村間の生き残り競争だという言葉をよく使います。いつもそう思っています。そういった厳しい状況の中で、この問題、地方公共団体が基本の地方自治法94条に規定されている適正に財産を管理せず、適正に事務を処理してこなかったこの事実が残念でなりません。

村民の皆様には申し訳は出来ないと思っております。村長の責任は重いものです。

事件が報道されてから、村民の多くは、村長の処分はということをよく聞かれます。村長の処分については、今、上程されて給与の減額というのが上程されましたので、ここでは触れませんし、また処分に関しては、この通告の後に、この後橋本議員が質問されますので、もう改めてここでは触れません。

是非ですね、こういうことがないように、タスクフォース的なことで、いろんなことで知恵を職員も出し合っていますね、是非善処今もう動きを始めたということですので善処していただきたいと思います。次の質問に入ります。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） はい、4番、河内です。2問目に入ります。資料を活用しながら簡潔にいきます。

1番目に会計課は、主に公金の出納及び伝票整理そして、決算事務を行っておられます。内部牽制機関、内部牽制機関の役割を担っています。

堆肥センター剰余金の問題もありました。公金の正確且つ適正な事務、事務執行の状況と会計課はもちろん、役場全庁的に、内部統制システムの構築すなわち、コンプライアンスの適正そして、適正な公金管理のため法令遵守の徹底状況はどういう状況かまずお聞きいたします。

そして2番目に、公金外現金、公金外現金について、議員の皆様、そして傍聴においでの皆様は、公金外現金という言葉が余り聞かれたことがないと思いますので、資料に定義と例をまとめてみました。ちょっと御覧ください。

真ん中から下のところです。公金外現金とは、一般歳計現金、歳入歳出外現金、有価証券等以外の現金であります。

例はちょっと私なりにまとめてみました。公金外現金には、個人的公金外現金、団体的、そして政策的というのがあります。個人的な公金外現金には、一時的預り金ということで、義援金、募金、で亡くなった方が持っておられた所持金等があると思います。

個人的、公金外現金の継続的預かりとして、学校給食費、修学旅行等があります。団体的には、公的団体としての預り金として、南阿蘇村のいろんな協議会がありますが、〇〇協議会の経費、PTA会計等が当たると思います。

団体的交付金外現金に、あと補助団体というのがあります。南阿蘇村何々実行委員会運営費、これは後で私がちょっとまた例はいいますが、そして、政策的交付金が現金に、生活保護費の預り金そして、高齢な方そして障害をお持ちの方の管理する現金等がこういったお金は公金外現金となります。

そこで質問です。公金外現金は、限られた担当職員が経理を執行しています。

現金の管理、取扱い等、その執行には細心の注意が必要です。県内の市町村、全国の自治体でも、多くの問題が発生しています。

現在、村の公金外現金の管理状況はどうなのか。そして、より公正且つ正確

な事務処理を図るため、公金外現金取扱い基準を定めることが大切だと思いますが、基準を定めておられるのか。村の状況をお尋ねします。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの公金、公金外現金の管理についてお答えをいたします。

まず質問の要旨1でございますが、公金を取り扱う会計課職員には、極めて厳正且つ適正な事務処理が求められていますので、会計規則を初め関係要領等、法令を遵守して、日々の業務遂行に努めているところでございます。

本村では、合併時より株式会社肥後銀行と指定金融機関契約を結んでおりまして、歳入歳出に属する現金、いわゆる歳計現金でございますけれどもこれにつきましては、電算上の歳入伝票、歳出、証憑の合計と通常動きを互いに突合し公金センターを発行する公金センターが発行する毎月の日報及び、月ごとの月報が電算データ等合致することを確認し、月例出納監査において報告をしております。

なお、各課作成の証票等においても、科目が適正なのか、添付書類が不足していないかを確認するなど、相互牽制体制を築いております。

また、契約保証金、公営住宅敷金や県民税など、いわゆる歳計外現金につきましても、担当課から出入金依頼に基づき課内決裁を行い、肥後銀行を通じて適正に処理をしております。

なお、コンプライアンスの徹底につきましては、総務課長より、時節ごとに、職員へ周知、徹底をしております。

次に、質問の要旨2でございますけれどもまず、先ほど申しました予算上の歳入歳出における現金、いわゆる歳計現金、また歳入歳出の外現金の制度は、地方公共団体が責任を持って現金の保管に当たる趣旨から法定化され、整理されていますので村がその所有に属しない、公金外現金のような現金を保管することは、これについては問題があると考えております。

しかしながら現在村では、公金外現金につきましては、5つの課、5つの課で14団体を管理してございまして、協議会規則や関係例規等を準用し、鍵つきの金庫などで通帳や印鑑を適正に保管をし、歳入や歳出金の現金の出し入れ事務に対しましても、金融機関を通じて行っており、その状況は、毎年の決算監査において報告をしております。

現在のところ、村も業務遂行上の必要性、また、住民及び関係団体からの要望によりまして、やむを得ず村が取り扱っておりますけれども、公金外現金を扱わないことが原則でございます。

こうしたことから、仮に、不正などが発生した場合に、公金外現金を取り扱っている、村の職員個人の責任が問われるのみでなく、職員が所属する行政組

織体、村でございますが、社会的責任も厳しく問われるものであり、大きなリスクが存在していると考えております。

このようなことを鑑みまして公金外現金の取扱いは極力なくす方向で進めてまいりたいと考えますとともに、取扱いの基準等、マニュアルを定めることによりまして、危機管理上のリスクをなくすよう進めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） はい。4番河内です。公金の管理については、今御説明、御答弁でちゃんと内部牽制機関としての役割を果たされ、そして、指定金融機関の肥後銀行さんの力も借りてですね、ちゃんとやっておられるというのは分かりました。

次の公金外現金については、村長から基準を定めるということで、是非やっていただきたいと思っておりますし、ちょうど24年前、熊本国体のテニス競技を旧久木野村で受けたときに私が何千万というお金で、これも公金外現金で村の実行委員会をつくってやりました。

これはもう、いろいろ日本体育協会とか全国のテニス協会とか熊本県とかの絡みでそういった実行委員会をつくって支出をしていったってことです。

内容はもういろいろ会場準備とか、役員養成とか、式典とか、競技運営とかありますので、どうしてもそういう形になりました。

この公金外現金の適正な管理方法としては、公金外現金を取り扱う、今5課と14取り扱っているということおっしゃいましたが、所属長、課長が取扱いをまず全般を把握されることが大事だと思います。

そして責任を持つこと、通帳等も課長が管理をして鍵をかける適正な会計事務の方法、出納簿等、様式を定めて、内部検査体制を定めること、定期的に適正な管理がしてあるか、確認をすること。それぞれで支出負担行為とか、支出命令書とか作成されてですね、絶対の1人ではさせない、2人3人4人で、その支出については確認をしていくってことが大事だと思います。

ちょっと例を申し上げましたが、自分の経験からどうしても公金外現金で取り扱う村が、役場が必要もあります。それは分かっております。ですから村長が言われたように取扱い基準を是非定められてですね、適正な公金外現金、そして公金管理をよろしく願います。以上で質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、4番河内議員の質問を終わります。

○

○議長（山室昭憲議員） 1番（辰巳和美議員）議員の質問を許可します。

○1番（辰巳和美議員） 1番辰巳です。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。2問ありますので、一問一答方式で願います。

○議長（山室昭憲議員） 許可します。

○1番（辰巳和美議員） まず1問目に入ります。

村内医療機関の医師不足について質問いたします。現在村には、5つの病院、3つの歯科医院、1つの眼科医があり、村内医療機関の皆様には、緊急対応や在宅輪番医など、昼夜祝祭日を問わず、村民の医療を支えていただいておりますことにまずもって感謝申し上げます。

そのような中、大変残念ではありますが、久木野地区にある原眼科が閉院されるというニュースが届きました。

原眼科は、南阿蘇、高森地区で唯一の眼科で、これまで11年にわたり、やさしい院長先生の人柄で、親切な対応や丁寧な診察、無料での送迎など、高齢者から幼児まで幅広く村民から信頼され、村の医療を支えてこられました。

また、学校医としても、村の児童生徒の健全な成長に御尽力いただき、大変お世話になってきました。私の娘もその1人です。

そのような中での閉院のニュースで、残念な思いであります。その閉院までの経緯の中で、村長に質問したいことがあります。今から3年前、原院長が高齢になられたため、閉院を検討され、後継者のお医者様を探されたのですが、なかなか見つからないため、行政の力を借りたいと村長に相談され、村長からは、熊本県の医師会に当たってみると返答があり、期待していたと話されております。

しかしその3年間、村長からの回答はなく、今年10月に村長出張室に病院の関係者の方がこられて、お話をされて、初めて閉院を知ったと言われたのを聞いて、大変憤慨されたと聞きました。

村民の健康や医療を守るべき村長が本当にこのような対応だったのか信じられない思いです。もし3年前に村をあげて、後継のお医者様を探していれば、結果は変わっていたのかもしれませんが。今後もまた、原眼科のような医療機関が出てくるかもしれません。

そこで、村長にお尋ねします。まず、原眼科さんから3年前に閉院の相談があったのかなかったのか、次に、相談があったのなら当時の総務課、総務課長や健康推進課長、教育長、教育委員会局長など、情報提携や対応策など、指示を出されたのか。繰り返します。3年前に相談があったのか、なかったのか。

もし相談があったのなら、執行部に情報提供や指示を出されたのか教えてください。終わります。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの質問にお答えいたしますけれども、質問がですね医師不足の対策についてということで通告を受けておまして、その答弁の準備はしておりましたけれども、今の質問は、3年前に起きたことはど

うだったのかという質問でしたので、詳しくですね、聞き取りなどして、確認をしておりますけれども私が今記憶にあることだけ記憶にあることを申し上げたいと思います。

まず3年前だったかということもですね正確ではないんですけれども、おおむね3年前ぐらいだったと思います。原眼科にはですね事務、私の近所の親しい方がですね事務医療事務、事務として事務員として務めております。

その事務の方からですね、私が親しいということもあったでしょう、原眼科が高齢なので、近い将来も閉院をされると、後に、誰かする人はいませんかねというような、相談を私がですね、その職員から、職員さんから受けて、受けたわけでありまして、原先生からですね直接はあったということはありませんで、そうしたことで誰かいませんかねという程度の相談だったと思っております。

それで私は、私の親しいお医者さんとか、あるいは当時熊本県の医師会の事務局長がですね、私の同級生ということでもありましたので、状況が詳しくあろうということで熊本の医師会の事務局長にですね、誰かこっちでやってくれる人はいないだろうかということを相談をいたしましたけれども、なかなかこの南阿蘇村で新たに開業するということはもうとても今のところ厳しい状況ですよということでございましたので、私はですね、その職員の方になかなか厳しいですよということを申し上げました。

それからですねその職員からは、一切私にはそのようなことの相談はございませんでしたので、もうそれ以上ですね、探すということは、いたしてございませんでした。

11月の7日にですね、初めて私も原さん閉院すると、12月にもうやめるということをお聞きしましてですね、学校医をされておりましたので、12月の7日に原先生のところ伺いをいたしまして、いろいろの心境なりこれまでのいきさつとかも、相談をそこでお話をいたしました。初めてそこで原先生とは、お会いをいたしました。

学校医をされておりましたし、また後10年間ですね、地域医療にとっても貢献をされておりましたので、そのお礼を申し上げてまた新たに、なかなか、私も一旦は探しましたがけれどもなかなか見つかりませんでしたということをお伝えして、そこで理解を御理解をいただいたということでございます。以上が、経緯でございます。取りあえず、答弁といたします。

○議長（山室昭憲議員） 辰巳議員。

○1番（辰巳和美議員） はい、丁寧な答弁ありがとうございます。

今回医師不足についてという質問で、1例でちょっと原眼科さんを挙げていただきましたが、高齢化、また老朽化とかいろいろ医療体制に対して村民がや

っぱり不安を抱えるところがあります。産院も大阿蘇病院なくなり、遠くなりましたやっぱり、村民の何ていうんですかね、すいません。やっぱ今後全ての村民が健康を守る医療を受け入れる体制への構築をお願いしたいと思います。終わります。1問目を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 村長、何かありますか。いいですか。

○村長（吉良清一村長） はい。

○議長（山室昭憲議員） はい、辰巳議員。

○1番（辰巳和美議員） 2問目の質問いたします。

低賃金、物価高騰による村独自の支援について質問いたします。今年も師走を迎え新しい年を迎えるのも目の前です。1年前高森町の現金5万円配布についてお尋ねしました。

しかしながら、高森町のことは高森町に聞いてください。南阿蘇村には南阿蘇村のやり方があるという回答でした。本村でも、さまざまな支援が行われましたが、全村民から助かった村がここまでしてくれたという村民の言葉は聞かれません。

財政、財政が厳しいといつも言われます。財政の立て直しを本当に出来ているのでしょうか。本当に困っている村民に本村はどう支援していくのかをお尋ねいたします。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） 通告書にですね低賃金、物価高による村独自の支援策についてということでございましたので、それにつきましては答弁を準備しておりますので、それをお答えしたいと思います。

村独自の支援策ということでございます。村では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ちょっと長いですがけれども、この臨時交付金を活用しまして、エネルギーや食料品価格等の物価高騰による影響を受けました生活者や事業者に対し、地域における消費を喚起する。また下支えをするため、全村民を対象に、村内の事業所で利用できるプレミアムつきの商品券を今回補正予算に計上しております。

この商品券は、1人が1人で最大で2万円まで購入することが出来て、2万円の商品2万円で購入して、2万6,000円分30%を上乗せいたします。

2万6,000円分の商品券で、その商品券を使って村の事業所で購入できるという制度となっております。

この、恐らくですねなかなか村では使い勝手が悪いとか使うところがないとかいった、意見もお聞きしますけれども、燃料代が特に燃料代が上がっておりますので、ガソリン代とかで使っていただければですね、皆さん助かるんじゃないかなというふうに考えております。

それで今回のプレミアム商品券は、今回のプレミアム商品券は、繰越し明許を行いまして、令和6年来年の4月から使えるようにしたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 辰巳議員。

○1番（辰巳和美議員） はい。1番辰巳です。

村長がおっしゃるとおりやっぱり、ガソリンとか、高くなっておりますのでとても、村民の方は助かると思いますが、商品券は確かに村内でしか使用出来ず、なかなか村民が欲しいものが手に入りません。

最近、庁舎でもP a y P a y等が使えるようになりましたので、今一度現金もしくはP a y P a y等で配布出来ないか考え直していただきたいと思ひます。

給料は上がりず、物価ばかりが上がっている世の中なので、もう一度考えていただきたく、これで答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 村長。今の問いに、何かありますか。

○村長（吉良清一村長） 今、御質問があり、御質問というか御意見がありましたけれども、やはりせつかくやる政策でございますので、村民の方がですねよかったですと助かったというふうな使い方ができるように、そうしたことに、また、もう少し時間がありますので、皆さんの御意見を伺いながら、皆さんが便利ないように、助かるようにそういった方法をやっていきたいと考えております。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、1番（辰巳和美議員）議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長（山室昭憲議員） ここで、11時5分まで休憩いたします。

-----○-----

10：58休憩

11：05開始

-----○-----

○議長（山室昭憲議員） 再開いたします。12番（橋本功議員）議員の質問を許可いたします。

○12番（橋本功議員） 12番橋本です。議長2問、御質問事項がありますので一問一答の許可をお願いいたします。

○議長（山室昭憲議員） はい、許可します。

○12番（橋本功議員） ありがとうございます。今回の質問は、1項目水道料金の債権回収について、2項目は不適切な公文書変更であります。

村長は10月臨時議会において、堆肥センター運營業務委託で剰余金の未返還問題は、村民に不信と不安を抱かせ村のイメージになった。軽率な行動で深

く反省をしていると述べられました。

翌日の新聞報道には、適正に処理したので自分も深く職員自分を含めて、職員の処分は考えていないとの記事でありました。

猛省されていると思いや自身の犯したことに、改める意思はなく、機敏に聞こえて・・・尽くしがたいものであります。

イタリアの政治思想家のマキベリーの本には、結果さえよければ手段は常に正当化されるとあります。これもマキベリーの言葉ですが、法律をつくっておきながら、その法律を守らないほど、有害なことはないと指摘しております。

条例は、地方自治体の議会によって制定される自治立法であります。条例を定めた村長が守らないのは、形成されているのか。

理解されていないのであれば、最悪になろうかと思いますがこうしたことについて、課題や問題は水道料金消滅時効等や契約書の剰余に関する質問をいたします。

1項目は水道料金の債権回収についてです。水道料金は債権は、私法上の金銭債権であると判断され、したがって水道料金は、被債権で消滅時効期間は、民法173条所定の2年間であります。

その後の民法166条の適用を受け、民法改正は令和2年4月1日より、債権の消滅時効に関する規定は5年間となりました。

消滅時効にかかっている料金でも取り立てることは出来ませんが、あくまでも相手が、これは消滅時効だから払わないと伝えなければなりません。

ただ、どのくらい経っているのか。なぜそんなに時間がかかったのか等を考慮すれば、考慮するならば、昔の水道料金を今さら請求することが、権利の乱用になることや、信義則違反になるのではないかと危惧いたします。

職員の職員が徴収を怠っていたため、時効が成立されれば徴収出来ない事態となってしまうということを正直に議会に説明して、不納欠損として処理すべきだすべきではなかったかと思えます。

裏を返せば民法のうちにつけこんで、これは徴収を怠ってきた歴代の職員のミスを隠す結果となっているのではないのでしょうか。時効だと住民に教えてあげないで、あまりにも昔の料金を今さら徴収しようというなら、ここまで徴収を怠ってきた職員の責任が隠れてしまわないよう懲戒すべきです。

これを踏まえて質問いたします。1点目は水道料金の徴収漏れが発覚した際、平成14年当時から始まった受益者負担金の徴収猶予、消滅分の清算金が未徴収であることが判明したのです。

そこで過年度分の未請求額と請求された件数をお尋ねします。

2点目は今まで村から何の連絡もなく、何十年も経過した今、いきなり請求が来て高齢者や子どもたちに支払いと来たらびっくりします。

なぜ今になって古い請求が来たのか、これまで条例に従って、継続して請求されていたのかをお尋ねします。

3点目は、ここで問題になるのは時効です。この受益者負担を定めた法律には、負担金を徴収する権利は民法173条の消滅時効期間は2年間です。

古くから水道契約で2年以上の前の料金だということは、法律に詳しい住民は、時効だから払わないと拒否出来、法律に詳しくない住民は、うっかり払ってしまいます。

行政が住民の無知につけ込むような行いをすべきではありません。昔の水道料金を今さら請求することは、強行であり、権利行使が権利乱用に当てはまらないかお伺いいたします。以上で1項目の質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの水道料金の徴収管理についてお答えをいたします。

まず、質問の1番目ですが、過年度分の未請求額と請求の件数についてお答えします。令和4年度以前に請求を行っていなかった水道料金に係る滞納債権につきましては、4,316件金額にしまして766万3,380円です。

次に質問の2番目の過去分の請求を実施したこと、条例に従って請求を実施しているのかについてであります。南阿蘇村上水道事業給水条例に基づき、継続して滞納金の督促を実施しなければならないと、そういう条例で定められております。

村としましては、料金未納料金が未納というお知らせという形で通知を出しておりました。しかしながら思うような効果が得られなかったことから、令和5年3月今年の3月でございますが、水道料金滞納整理事務取扱要綱、滞納整理事務取扱要綱を制定しまして、滞納整理に係る指針を細かく定め、その要綱に基づきまして、公平性中立性の観点から、債権の新旧を問わず実施したものであります。

その要綱には督促状を出して、催告をして、そしてまた停止、停止の予告をしていつから停止をします。そして停止しますと、そういう段階の通知を何度も出して、催告をしてきたわけでございます。

質問の3番目にですね過去の水道料金の請求とその行為についての質問がございました。

水道料金という水道料金は、税などの公的債権、公債権ですけれども、公的な債権とは異なりまして、私、私ですね、私債権でありまして、時効、消滅時効、消滅時効を迎えたとしても、自然に消滅しない。

消滅しないということは、民法にも規定されているところでございます。

水道事業者である村がその請求を行うことは、過去現在のものを問わず公然

の義務と考えております。

また、今年9月の定例議会におきまして、監査委員から水道使用料の収入未済額につきましては、解消に全力を挙げる、挙げ、財政運営と使用者負担の公平を期するため、今後とも納入督促に努力をするようにとの御指摘を受けております。

以上のようなことから、適正に措置をしておきまして、権利を乱用したということにはならないと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 橋本議員。

○12番（橋本功議員） はい、12番橋本です。

村長確かに消滅時効はあっても、取り権利はあるんだと。そうかもしれませんが、20年以上もたってますね、ぽっと、払いなさいと。

そら誰が見てもですね驚きますよ。そこでですね、出ているのがある程度そんな長くかかっているのは、何とかならないかという対策は議会でもできるじゃないですか。

何でこういうですね、昔の20年前の昔のことをね出してですね。子ども孫までですね請求しないといけないというですね、そういう行政のやり方はですね非常に厳しいのではないかと思います。

これは村ともう一度ですね、考え直す必要があるんじゃないかと思います。

私はですね。うん。これ権利の乱用と申しましたのは、誰でも分からないふっと気づいて、この二、三年前のことだったら分かるかもしれませんが、もう10年も20年もたった、昔のことをさっと言われたときの本当にその家族はびっくり仰天して、驚いてしまうと思います。乱用に当たられな、乱用に当たりますよ、こんなことをすれば、再度村長お尋ねします。

○議長（山室昭憲議員） 村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの御質問ですが繰り返しになりますけれども、今回は、公平性、中立性の観点から実施したものでありまして、権利を乱用したということではとは考えておりません。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 橋本議員。

○12番（橋本功議員） 村長考えておられないというのはですね村長、もう一つはですね、議会にも諮るべきです。

こういう重要なことは、議会誰も知りません。私もこのおばあちゃんから聞いてですね、びっくりしました。もう父ちゃんも死んでおらんと誰もおらん、私1人ですと、年金で払わなん幾らですかって言ったら3年分の1万4,000円ですから払わにやいかんですとね。

僅かな年金で暮らしが出来ませんと言われました。そんなに厳しいんですよ。ただ取り権利があるからっていうそんな強行な発言は、私は、いかがなもの

かと思えます。

そのための村長、議会があるじゃないですか。議会に諮ってこういうことが起きてるぞって、私は議会にも知らせるべきだと思います。再度お尋ねします。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） 繰り返しになりますけれども、公平性、中立性に基づきまして、実施したことでございます。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 橋本議員、次の質問に。

○12番（橋本功議員） これ村長だけでなく執行部の皆さんも検討のほどよろしくお願いいたします。次に移りたいと思います。

2項目は不適正な失礼、不適切な公文書変更についてであります。公文書契約変更して、整合性をとろうとした対応には、行政としてあり得ない不祥事があります。

全員協議会で説明、説明されているが、公正性を欠く事務処理が行われ、重大な信用失墜をもたらしたときに、トップは自ら処分しない、責任を取らないということは、社会的にはあり得ません。

職員のコンプライアンス意識の醸成でも大切なことですが、どう考えても、村長の責任は免れることは出来ないと思います。

綱紀粛正や服務規律を語られているが、職員の皆さんには、日頃から公務に携わる者として、公私を問わず、村民から信用を損なわれないよう、注意喚起していただきたく存じます。

しかしながら皆さんも、既に御存じのとおり、極めて遺憾なことに、職員は運営者との契約は、無料期間中の解約を怠り、9月25日付けで懲戒処分になりました。

剰余金は6年間も返還せず、求めず、発覚後は、業務委託契約を変更するなど、不適切な契約変更の詳細な説明が行われ、極めて遺憾であるという客観的な評価ではなく、村長自ら職員の先頭に立って襟を正し、より一層気を引締めるべきは、御自身ではないでしょうか。

適正に処理したら、自身も職員の処分は考えていないと答えてありますが、一度失った信頼を取り戻すのは、そう簡単なことではありません。

ガバナンスを立て直し、公正な職務執行の推進のためにも、公正な記述のある村政運営に対し、対する村長として責任を果たしていただくためには、御自身を処分されるべきと重ねて申し上げます。

この不適切な公文書変更事件の検証と村長の責任を明らかにすることが不可欠だと考え、公文書の重要性を認識されているのか、質問を行います。

1点目は業務委託契約についてです。地方公共団体が行う契約の締結は、議会の議決を得て成立した予算に基づき、予算の執行として執行機関である、長

限りで、これを行うことが可能ですが、地方自治法第149条には、重要な契約の締結については、議会の議決が必要とされています。

業務委託については、議会に提出するのが原則であり、また村の高額契約が議会に諮らないので良いのかお伺いいたします。

2点は剰余金についてです。農政課は村と受託者、協議で剰余金がないと年度初めの急な出資に対応出来ないという申出に応じ、返還を求めないようにしたと説明されています。

また、通常の業務委託では、剰余金は原則返還を求めており、事務処理上問題があったと記事はありますが、契約書は知った上で、村長に意見が言えなかったのです。

剰余金は6年間返還を求め、また、契約の内容も確認しないで了承したとのことですが、なぜ契約書を変更したのかお伺いいたします。

3点目は剰余金を6年間放置し、契約を変更して、整合性をとろうとしたことについてです。

公正な村政運営に対する村長の責任を明らかにすることが、不可欠だと考えます。

新聞報道によると、中央大学、原山教授は、税金を扱う自治体は、特に金の流れは透明性が担保されるべきと批判されています。

契約を変更して、整合性をとろうとした対応に関し、横浜国立大の豊教授の指摘は、指摘があった際にやるべきは、契約の適切な履行なのに、契約書を変えることが理解出来ないとコメントされております。

剰余金は6年間放置して、以後はルールを無視して、契約を変更して整合性をとろうとした村長の責任は免れません。自らの処分の公表は、村民に示すべきではないでしょうか。以上、お伺いいたします。これで登壇を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、質問の業務委託契約についてでございますが、南阿蘇村有機肥料生産センター堆肥製造業務委託契約の契約書について答弁をさせていただきますけれども、業務委託契約につきましては、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条にて、議会の議決に付すべき契約といいますのは、これは5,000万円以上の工事または製造の請負となっております。

そのため、堆肥センターとの契約は1,284万円でございますので、それには当てはまらないということで、提出はしておりませんでした。

次に質問の要旨2と要旨3、2と3でございますが、これはもう関連しておりますので、まとめて答弁させていただきます。

剰余金につきましては、これまでも御説明をいたしましたように、委託先、委託先から、緊急な修繕等の支出で、手持ち金が保有出来ないかという相談を受けました。

私が村長に就任した、直後だったというふうに記憶しております。その際に、契約書を確認をしないままですね、軽率、承認してしまったということは、本当に軽率だったというふうに考えております。

しかしながらその剰余金というのは村の財産であるわけですので、その上での維持、施設維持等の在り方と剰余金につきましても、これについてはですね協議を重ねていたわけですのでございます。

6年間請求しなかったというふうなことでございますが、6年間ほったらかしにしとったということでは決してございませんで、剰余金も当初は少額でしたけれども、センターの努力によりましてまた業績の向上によりまして、年々額が膨れ上がってきたわけでありまして、これは何とかせないかんということ为先方とも協議していたところでございます。

しかしながらその途中で、急場しのぎと、本当にこれはもうやってはいけなかったと今では思っておりますけれども、現状に合わせてですね、契約書を手直しをしたということは、本当に不適切だったと反省をしております。

この不適切な行為によりまして、村の皆様や議員の皆様、また先ほど申しましたようにセンターの職員の方々に不快な思いをさせまして、本当に申し訳なかったと考えております。

会計処理に、センターの会計処理につきましてはですね、毎月収支報告書、毎月の収支報告書を農政課に提出をしていただいておりますし、年、年度ごとには通帳も確認しておりますので、そのお金がですね不透明にとか、あるいは不正にとか、そういうことは決してございませんで、資金の流れお金の流れについてはですね、適正に行われたわけですが、契約を契約書に反してまたまた契約書を書き直したということが、非常にまずかったというふうに反省をしております。

そこで、私もですね責任をもう非常に強い強く感じております。9月の15日だったか16日だったかちょっと記憶がございませんで、この熊日新聞の記事にですね、取材を受けまして課長の処分はどう考えているのかという、質問だったと思っておりますけれども、課長は、適正に戻したので、適正に戻したので処分は考えていませんということはお答えしました。

そのときには、本人はという質問があったかと思っておりますけれども、そこで私の処分、処分については考えていないと、ここでは掲載されておりますけれども、そのときにはっきり、ちょっと記憶が定かではございませんで私も、相当な責任があるというふうには感じておりました。

それで、今度ですね今議会に予定をしておりますけれども、先ほど説明しました。給与の減額条例を提示したところでありますので、先ほどの源泉徴収の徴収漏れも含めましてですね、堆肥センターのこの契約につきましては、事態を招いたことを重く責任を感じております。

そのため、そうした減給、減額の提案をさせていただいております。

今回の事態を厳粛に受け止めまして、説明責任を果たすとともに、より一層責任感を持って、村政の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。以上で答弁終わります。

○議長（山室昭憲議員） 橋本議員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

○12番（橋本功議員） はい。村長これ重要なことです。1番大事なことなんですよ。これをですね、やっぱ見逃すというわけにはなかなかいきません。

その前はどうか、職員はちゃんとですね懲戒処分をされております。

今回はですね、自分たちはもう元に戻したから正しいことしたんだというように受け取られることなんですよ。

しかし一方ですね、この逆の立場を考えればですね、例えば悪いことをしてですね、もうしませんって言ったらいいかって、そうじゃないと思うんです。

どんな悪いことしたかっていうのが出てくると思います。そうでしょう。それをやらずにですね、私たちは、もう元に戻した。そんなあれじゃあないと思います。

ちゃんと、これは処分すべき村長自ら処分しないと駄目なんですよ。リーダーから、ですね、組長ですからそして職員のほうにかかるようなそういう考えを持たないで、自分は自分の方針だけ守ろうとしては駄目なんですよ。

村長、自分の自分を守るんじゃないで、さらけ出して、こういうふうにしていくんだぞっていうことが必要だと思います。

それによってみんなついてくると思うんですよ。それがいいから、いつも曖昧な曖昧なことばかり出てくると思います。村長もう一度、考え直されたのかね、再度お尋ねをして私の質問は終わりたいと思います。

○議長（山室昭憲議員） 村長。

○村長（吉良清一村長） また、申し訳なく、今の質問ですが繰り返しになりますけれども、村長である私の責任、自らの処分につきましては、今回、給与の減額条例を提示したところであり、今回の事態を厳粛に受け止め、説明責任を果たすとともに、より一層責任感を持って、村政の信頼回復に努めてまいります。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、12番（橋本功議員）議員の質問を終わります。



○議長（山室昭憲議員） 11番笠野眞喜議員の質問を許します。

○11番（笠野眞喜議員） 11番笠野眞喜です。議長のお許しがありましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

南阿蘇も収穫時期も終わり、田んぼには水はりがしてあり、涵養が出来るなと思っておるこの頃です。

また、12月に入り朝晩が冷え込み、一段と厳しく冬らしくなってきました。学校ではインフルエンザの流行で学級閉鎖もあっていますが、村民の方がインフルエンザ等にかからず元気で明るい新年を迎えることを願っているこの頃です。

今回の質問は環境整備について、2つの質問です。

7月15日の南鉄の全線開通で、村のインフラ整備もほとんど完了した状態と思われます。インフラ整備は終わりましたが、道路、鉄道から見た崩壊した箇所や復旧工事が終わった法面を見たとき7年もたっても法面には植物も育っていません。

この秋には、数鹿流大崩れは、セイタカアワダチソウで真黄色でした。これも、紅葉とは言いませんが、これもいいかもしれませんが、何か対策を思ったのが、私が思ったのが広葉の植栽をしたら阿蘇のメープル街道ができるんじゃないかということです。

また、紅葉ツアーのメッカにもなるのだと思い、植栽場所を考えていました。

ただいま長陽大橋のたもとから戸下温泉があった碧水楼まで立野ダム事務所で道路整備が行われております。将来舗装までされるそうですが、ダム事務所に相談されて、ここに例えば楓とかハゼとか植栽されたらどうでしょうか。

ふだんは通行出来ない管理用道路ですが、橋のたもとは、駐車場も整備されている箇所です。こういうシーズンには、観光客の観光客に開放し柱状節理も見ながらですね、紅葉狩りになるいい場所と思います。

もう1か所は新阿蘇大橋からファームランドまでの河陰阿蘇線です。道路整備のほうはしっかり終わりましたが、歩道の設置も南阿蘇大橋から先終わっております。

この路線には植樹帯が全然ありません。この路線に紅葉等を植栽しメープル街道にしたらどうでしょうか。

県との協議も大変でしょうが、KIOKUもありファームランドまでの道です。復興のシンボルとして整備していただきたいと思っております。

また、落ち葉等の問題もありますので、地元の方の協力も必要と考えております。植栽が出来たら、将来ですね木が大きくなった場合、紅葉の種が崩落箇所に飛来し、元の自然の姿になるんじゃないかと想像するところです。

先ほども言いましたが、数鹿流大崩への復旧後の植栽を関係機関と協議していただき、観光客もいつも多いところです。セイダカアワダチソウを見ていたら、本当にこれは管理ができるんだらうかと思われるかもしれません。御一考をお願いします。

次に環境整備その2についてです。今度はその①は植えるばかりですが、その②はちょっと、木の管理についてです。

公共施設、村道の倒木等の危険性樹木の管理整備について、お尋ねいたします。

9月11日に文教厚生委員会で村内の3小学校、中学校、南西小学校学童を視察調査しました。この調査は主に外回りの調査でした。

各学校とも、樹木の管理が大変と聞きました。教育委員会ですぐできることは、対応していただき、いただき、ありがとうございました。

樹木等の大木には、樹木への診断が必要な木枝打ち間引きが必要な樹木がいろいろありました。

現在の白水小学校運動場、元の白水中学校ですね、元の南側のケヤキが1回倒木した事例もありますが、そのとき私も片づけ協力しまして、もう中はほとんど空洞でした。

そういうのは、普通見た目では分かりません。樹木医とかの診断が必要と思われれます。

また白水保育園の駐車場の桜も空洞になっていて、これも伐採してもらったこともあります。学校、PTAと協議され、子どもたちに安心安全な教育が受けられるまた、南西小学校学童の道路面ですね、村道面はすぐに枝打ち選定をしていただき、ありがとうございました。

防犯上もよくなり部屋のほうもですね明るくなったと子どもたちは先生から言われております。

熊本市で倒木事故等もありましたので、本村でも倒木の危険性のある樹木や枝打ちが必要な樹木があると思われれます。台風シーズンの東北梅雨時期の土砂崩れの原因にもなるので、私が以前から言っておりました道路パトロールや河川パトロール、される時に調査管理していただきたい。

また道路にはみ出した樹木の枝打ちなどのお願いは広報等で周知徹底されていますが、なかなかそこまで、出来てない状況です。

幅員が狭くなったり、垂れ下がっている危険性のある樹木もあり子どもたちの通学等にも妨げにもなっているようです。私の区でも桜を先輩たちが植えておりましたが、老木になり枝が落ちたり倒木したり木の枝が自動車の前に落ちたりしたことがあり、道路沿いの桜を伐採しました。

先輩たちからは、何で桜ばうち切ったとか言われましたけども、植栽、植え

た人に責任があるということで、そういうことを聞き先輩たちには、こういう、植えた人に責任があるけん処分しましたと言って納得してもらいました。

村民の安心安全な生活を守るためにも、こういう樹木の管理も必要と思いますので、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） まず、環境整備のその①ということから、お答えをいたします。

新阿蘇大橋周辺の栽植についてということでございますが、あそこの新阿蘇大橋の展望所ヨ・ミュールには、大変多くの方が訪れられております。

眼下には、阿蘇谷川から流れてくる黒川と南郷谷から流れる白川の合流地点でありまして、戸下地区と申しますけれども、以前は碧流キャンプ場などがありましたけれども、熊本地震立野ダム建設に伴いまして現在はなくなっております。

秋の紅葉がとてもきれいな場所でありまして、戸下地域、下の戸下地区へ通じる道路を国土交通省立野工事事務所において、今現在整備が行われております。

立野ダム管理用道路であることから一般的に開放される道路ではありませんが、道路わきに紅葉など植栽し散策路として整備することにより、村の新たな観光資源になるのではないかと考えております。現在立野ダム事務所を中心に立野ダム川まちづくり協議会というのをつくりまして、鮎返りの滝から立野ダムまでの一帯を観光資源になるように、そうした協議を行われておりますので、そこの合流地点、元へ壁流キャンプ場があった付近もその中間点になりますので、何とか観光資源になるように、ならないかということを協議してまいりたいと考えております。

次の熊本震災ミュージアムの KIOKU へのアクセス道路の植栽についてでございます。

新阿蘇大橋から県道 149 号線がございまして、そこがアクセス道路となっております。そこは県道でございますので、管理は県道ということになります。

しかしながら植栽を行う場合は、県が行うかあるいは村が行うかという方法がございまして、が、県が、県が行う場合は県に要望書を提出して、予算化に向けて強く訴えていくということが必要になってきます。

また植栽を村で整備する場合は、県に道路専用許可申請等を行いまして、樹木や草花の大きさ本数、栽植を行う位置等の条件が付されるために、その範囲内で植栽を行うということになります。

今後、植栽をする場合には、樹木の種類とか規模、あるいは管理方法、その後の管理方法なども考慮しなければならないと考えております。植栽の目的は、

もともと景観向上あるいは騒音、大気汚染などの生活環境の向上。

また、歩行者の安全、休憩休息の空間などをつくるということが、栽植の目的ではございますけれども、その目的と照らし合わせながら、どういった方法が1番いいのかということは今後検討してまいりたいと考えております。

次の環境整備のその②について、お答えをいたします。学校公共施設の大木等の伐採につきましてでございますが、教育施設、教育施設関係とそれ以外の公共施設がございますので、別々に説明をさせていただきます。

まず、村の公共施設につきましてでございますが、草刈り剪定などは、会計年度任用職員さん4名の方を雇いまして、公共施設環境整備事業として行っております。

この整備、環境整備事業では、樹木の確認をあわせて行っており、支障のある雑木、低木につきましては、その都度、伐採をしている状況であります。

御質問の公共施設内の大木の伐採につきましては、危険性のある樹木が発見された場合、環境整備事業でこれが大き過ぎる、あるいは危険性と対応出来ないということであれば、専門の業者をお願いをして伐採を行っているところであります。

次に学校及び教育委員会管轄における公共施設等の環境整備につきましては、児童生徒及び住民の安全確保を図るために、各施設ごとに維持管理業務を委託し、事故防止に努めているところであります。

御質問の大木の伐採につきましては、各学校施設ごとの維持管理業務の中で、目視によりますが、樹木の調査もあわせてお願いをしているところであります。

現在のところ委託業者から、早急に伐採が必要な危険性がある樹木等の報告は、今のところ上がっておりません。

文教厚生常任委員会では、去る9月に各小中学校では、危険ではないのかと、失礼、戻りますけれども、去る9月に各小中学校訪問をいただきまして、校内の危険か所等を踏査、踏査歩いて調査していただいた折に、大木について危険ではないのかという御指摘もをいただいております。

そこで各施設等に業者に依頼調査を依頼しまして、危険と判明すれば、すぐに対応していきたいと考えております。

危険樹木につきましては、子どもたちが安全、安心安全な環境で学校生活を送れますように今後、伐採経費につきましても必要に応じて予算化させていただき対応していきたいと考えております。

次に質問の村道に、次の質問の村道に面した倒木の恐れがある、樹木伐採や枝の除去についてでございますが、道路や歩道への樹木の枝の張り出しや、倒木等により歩行者や自動車等の通行に支障となる場合がございます。樹木の所有者が村であれば、建設課で剪定伐採を行いますけれども、所有市有地から張

り出している樹木は、土地所有者に所有権があるため、所有者の適切な管理を村の広報紙等を通じまして、お願いしているところであります。

それで、それでも所有者が伐採等を行わないという場合で、危険性や緊急性のあるか所がありました場合は、職員で伐採などを行っております。

伐採の範囲の期間、範囲は、伐採の範囲は、車道部の高さから4.5メートル、歩道部からは2.5メートルという範囲でございまして、建築限界範囲と撤去しております。

また、職員での定期的なパトロールや、地域住民の方々からの情報提供による伐採につきましては、状況確認後、業者に依頼するか職員で伐採等を行っております。

強風や大雨時などの倒木により緊急の場合が発生し、道路管理者が通行の支障となる樹木の枝や竹木などを樹木等の所有者に予告なく、所有者に予告なく伐採撤去することがあります。

引き続きまして、引き続き村の広報誌等で周知を図りながら、樹木等の管理に御協力をお願いするなど行いまして、村道の安全確保や道路環境整備に努めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 笠野議員。

○11番（笠野眞喜議員） はい。御答弁ありがとうございました。

春はですね、桜、新緑となかなか南阿蘇も美しい季節です。秋は紅葉で将来ですねもう紅葉やらでできる、そういう街道をですねつくって観光客の誘致を図っていかれるといいと思いますので、是非実行のほうしていただきたいと思えます。

また学校や公共施設ですね村道、やっぱ村民の方が安心安全で暮らせるような生活道路にして行ってもらいたいと思えます。

子どもたち村の宝ですので、そういう面も考慮しながらですね、倒木の恐れがある大木等の伐採よろしくお願ひします。これで質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 以上で11番、笠野議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長（山室昭憲議員） 続きまして3番、坂田議員の質問を許可します。

○3番（坂田正也議員） 3番坂田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、有害鳥獣の対策について質問をします。近年南阿蘇村でも有害鳥獣による農作物への被害が増えています。

昨年南阿蘇村の有害鳥獣の捕獲数は、イノシシ938頭、鹿662頭、サル10頭、カラス19羽が捕獲されています。

有害鳥獣の被害防止対策として、猟友会による狩猟また罠による捕獲ネット

や電気柵の設置、メッシュ柵の設置も実施されていますが、対策がまだ追いついていない状況です。

また、人と鳥獣のすみ分けが必要と考えます。また、耕作放棄地の整備等を推進することも重要です。

そのためには、地域ぐるみの対応、対策が必要です。地域ぐるみで共通の情報、認識共有の講習会等も必要ではないでしょうか。

有害鳥獣の被害防止対策として、えさ場をなくす、侵入防止柵の設置、捕獲するを基本に、今後、村として、さらなる対応、対策をどのように考えているのかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの有害鳥獣対策についての質問にお答えいたします。

有害鳥獣被害の防止対策の取組につきましては、南阿蘇村鳥獣被害防止計画に基づきまして、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金などを活用しまして対策を講じているところでございます。

広報紙などでも周知しておりますように、先ほど議員からのお話がありましたように、えさ場をなくす、草刈りをし、隠れ場をなくす、ネットや柵などで正しく囲む、組織的に追い払いをするなど、自己防衛が基本となります。自己防衛のための支援策としましては、ワイヤーメッシュの導入、電気柵などの設置、狩猟免許取得支援など、南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会を通じて、支援を行っているところでございます。

その上で村では、猟友会の協力、猟友会の方に御協力をいただきましてハンターによります狩猟や罠による、害獣の捕獲を行っていただいております。

令和5年が令和3年、失礼しました。令和3年がイノシシが509頭、鹿が662頭、令和4年がイノシシが938頭、鹿が662頭と増えているというのが状況でございました。

令和5年度からは、今年度からはイノシシ、の幼獣、幼い獣と書きまして、属に言うウリボウのことでございますが、捕獲処理費のかさ上げアナグマにつきましても新たに処理費を計上しまして、害獣の捕獲強化対策を講じているところでございます。

また、猟友会の方には日頃より害獣捕獲に御協力をいただくとともに、毎年秋に一斉捕獲を実施いただいております。今年度も10月22日に75名の参加のもとに一斉捕獲を実施していただきましてイノシシ3頭、鹿1頭、を捕獲しております。

新たな取組としましては令和5年度より、ジビエ活用による有害鳥獣対策プロジェクトとして、地域おこし協力隊2名を会計年度を任用職員として採用を

しております。現

在、狩猟免許を取得し、猟友会の方に御指導いただきながら新たな担い手となるべく、鳥獣被害対策について取り組んでいるところでございます。

村としましても、さまざまな対策を講じておりますけれども、他の自治体同様、苦慮しているということが現実でございまして、今後引き続き、地域住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、猟友会をはじめ、関係機関と連携を図り、広報紙等での情報共有、地域ぐるみの対策に資するための講演会などを開催、さらなる被害減少に努めてまいりたいと考えております。以上で、終わります。

○議長（山室昭憲議員） 坂田議員。

○3番（坂田正也議員） 御答弁をいただきました。有害鳥獣被害防止に関わる経費については、国からの特別交付税措置もあり、村として今後も積極的に被害防止策を講じてもらいたいと考えます。

耕作放棄については、鳥獣の隠れ場を増やす要因ともなるので、村としても今後も耕作放棄地の解消に向けて、補助金等を活用し積極的に積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上で私の一般質問、終了します。

○議長（山室昭憲議員） 村長。

○村長（吉良清一村長） 今の坂田議員の質問の中にですね、通告に耕作放棄地、耕作放棄地の対策の取組についても、伺うということございまして先ほどの私の答弁にここが、漏れておりましたので、追加をさせていただきます。

村で取り組んでおります村独自の政策としましては、令和5年度から、あ、失礼しました。村で独自に取り組んでおりますのは、農地集積促進補助金、農地の集積補助金、促進補助金でございますが、農地の集約によりまして、荒廃地を解消予防するために、農地の取得や利用権設定によりまして50ヘクタール、5単以上です。

5単以上の農地が集約となった場合には、出して受けて、共に契約、初年度、これは契約の初年度に限りますけれども、補助金を交付しております。

また、令和5年度からは畑地、耕作促進補助金を創設しまして、耕作放棄地対策として、農地の取得や利用権を設定した場合に、契約年度に一筆当たり面積に応じまして、契約初年度これも初年度に限りますけれども、耕作者に補助金を交付することとしております。今後契約された農地が適正に管理されることを期待しております。

また、国が経営安定経営所得安定対策水田活用直接支払い交付金、これは5年間、水をためなければ、水田を畑にみなすということでございますが、令和8年度までに1度も水を水張りがされなかった農地については、令和9年度以降にですね、交付対象にならないと水田とはみなさないという方針が打ち出さ

れておりまして、村もこのことについては重く受け止めまして、これから、どうした対策が必要なのかということを考えておりますので、議員の皆さんにも是非、案があれば御提案をいただきたいと考えております。

鳥獣被害に合わせまして、耕作放棄地が広がらないように、村としましても、積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。今後とも、御理解と御協力よろしくお願いいたしまして、答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 坂田議員。

○3番（坂田正也議員） 分かりました。今後に対策対応、よろしくお願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、3番、坂田正也議員の質問を終わります。



○議長（山室昭憲議員） 以上で、本定例会に付議されました、本日の日程は全て終了いたしました。7日は2常任委員会の合同常任委員会を開催いたします。執行部から提案されました案件について、十分な審議と納得をしていただくよう質問をしていただき、両課の本会議に臨まれることをお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。一同その場に、御起立をお願いします。礼。

お疲れでした。



11時57分 散会

第 2 号

12月8日(金)

令和5年第4回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和5年12月8日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 提案理由の説明 (追加提出 議案第76号・議案第77号) |
| 日程第 | 2 | 議案第66号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 3 | 議案第67号 南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 4 | 議案第68号 南阿蘇村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 5 | 議案第69号 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程第 | 6 | 議案第70号 令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 | 7 | 議案第71号 令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 | 8 | 議案第72号 令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 | 9 | 議案第73号 令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 | 10 | 議案第74号 村道路線の認定について |
| 日程第 | 11 | 議案第75号 工事請負契約の変更について(令和5年度 道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園南側駐車場造成工事) |
| 日程第 | 12 | 議案第76号 工事請負契約の変更について (追加提出) (南阿蘇村庁舎太陽光発電設備等設置工事) |
| 日程第 | 13 | 議案第77号 財産の処分について (追加提出) |
| 日程第 | 14 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について |

- 追加 1 発議第 5 号 吉良清一南阿蘇村長に対する不信任決議案について
 日程第
 日程第 15 委員会及び特別委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

| | | | | | |
|-----|---------|----|------|---------|----|
| 1 番 | 辰 巳 和 美 | 議員 | 8 番 | 丸 野 健一郎 | 議員 |
| 2 番 | 岡 智 則 | 議員 | 9 番 | 桐 原 純 男 | 議員 |
| 3 番 | 坂 田 正 也 | 議員 | 10 番 | 工 藤 保 雄 | 議員 |
| 4 番 | 河 内 克 也 | 議員 | 11 番 | 笠 野 眞 喜 | 議員 |
| 5 番 | 市 原 恵 一 | 議員 | 12 番 | 橋 本 功 | 議員 |
| 6 番 | 今 村 輝 宏 | 議員 | 13 番 | 後 藤 征 昭 | 議員 |
| 7 番 | 今 村 竜 喜 | 議員 | 14 番 | 山 室 昭 憲 | 議員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 村 長 | 吉 良 清 一 |
| 副 村 長 | 児 玉 みどり |
| 教 育 長 | 今 村 了 介 |
| 総 務 課 長 | 藤 本 哲 章 |
| 政策企画課長 | 野 口 幸 広 |
| 教育委員会事務局長 | 福 本 道 昭 |
| 建設課長 | 笠 功 祐 |
| 会計課長 | 飛 瀬 和 徳 |
| 健康推進課長 | 園 田 秀 也 |
| 農 政 課 長 | 下 田 朱 美 |
| 住民福祉課長 | 高 宮 喜 美 男 |
| 税 務 課 長 | 片 島 弘 幸 |
| 産業観光課長 | 今 村 洋 一 |
| 水・環境課長 | 今 村 隆 博 |
| 保 育 所 長 | 荒 牧 百 合 子 |
| 定住促進課長 | 梅 田 雄 治 |
| 子育て支援課長 | 吉 弘 泰 彦 |

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

| | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 桐 原 恵 |
| 議会事務局主幹 | 佐 藤 桂 輔 |

開会 午前10時00分



○議長(山室昭憲議員) おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

一同、その場に御起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねますが、発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言をお願いいたします。会議中の携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 提案理由の説明

○議長(山室昭憲議員) 日程第1、本日、執行部より、議案の追加提出がありました。追加提出議案の提出理由の説明を村長に求めます。村長。

○村長(吉良清一村長) おはようございます。それでは本日上程しました議案2件でございます。説明をいたします。

まず、契約案件です。議案第76号工事請負契約の変更についてであります。

本議案は以前に議決いただきました、南阿蘇村庁舎太陽光設備等配置工事配置工事の請負契約の変更につきまして、議決をいただくものであります。

変更内容は、地盤改良及び蓄電池の仕様変更等により、工事費の増額に伴う変更契約を行うものであります。

変更する契約などの金額は記載のとおりでございます。

次に議案第77号財産の処分についてであります。

本議案はグリーンピア南阿蘇の売却につきまして、平成16年12月12日締結のグリーンピア南阿蘇土地建物を賃貸借契約書第13条第2項及び第3項の規定に基づき、随意契約により処分の相手方を決定しましたので、南阿蘇議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の金額及び相手方などは記載のとおりでございます。

以上が提案理由の説明でございます。御理解をいただき、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(山室昭憲議員) 以上で、本日、執行部から追加で提出されました議案についての説明を終わります。

○

日程第2 議案第66号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定

○議長（山室昭憲議員） 日程第2議案第66号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし質疑に入ります。
質疑ありませんか。11番笠野議員。

○11番（笠野眞喜議員） はい、11番笠野です。昨日合同常任委員会で村長から御説明ありましたが、源泉の件が村長、副村長、教育長の10%に1か月、要するに堆肥センターは村長だけの15%の3か月これでいいか、ちょっと確認です。

○議長（山室昭憲議員） 村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの御質問ですけれども、今、笠野議員がおっしゃったとおりでございまして、15%を1か月この源泉徴収の滞納分これについての加算税及び延滞税の分につきまして、私が15%1か月、副村長と教育長が10%を1か月、そしてさらに私の場合は、堆肥センターの契約等がございまして15%2か月、堆肥センター分も、計、私の場合は合わせて3か月になります。

それと副村長と教育長は1か月ということでございます。

○議長（山室昭憲議員） ほかに質問ありますかまだ、はい。笠野議員。

○11番（笠野眞喜議員） 確認です。この2件でよろしいですね。ほかにはないわけですね。その確認もお願いします。

○議長（山室昭憲議員） 村長、

○村長（吉良清一村長） ないと言われれば、全くありませんということではございませんが、一連のそうした不信を与えてしまったということで、3か月とそれで3か月と、明確にこの分がこれですよこの分がこれですよと、明確にですね、するということではございまして、総体的に考えて、3か月が、私の責任としては妥当だろうということで考えております。

○議長（山室昭憲議員） ほかにございせんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。はい、4番河内議員。

○4番（河内克也議員） はい。4番、河内です。

原案に反対の立場で討論をいたします。村長、副村長、教育長の給与減額についての議案ですが、私は5日の上程当日堆肥センター剰余金に関する処分、減額だという認識を持っておりましたが、昨日の合同常任委員会そして今の笠野議員の質問で、堆肥センターの問題の責任と昨日説明のあった所得税徴収漏

れ、課税ミスの責任をとっての処分減額であるとのことであります。

私は、堆肥センター問題に関しての村長の給与減額処分は当然だと考えます。

しかし、所得税問題に関しては、昨日、議会への説明があり、まだ処理の途中で今から関係する補正予算の採決を控えており、1番です。

1番は御迷惑をおかけする村民の皆様、村政に協力いただいている関係者への周知、おわび、説明は今からです。

そのことが1番大事であり、迅速な事務処理をやることが、今は先です。処分の時期は、いろんなケースがあります。ケースバイケース。このケースは、全職員挙げて、問題解決の見通しが立った後が適当だと私は考えます。

二つの事項合わせての条例改正は、私は反対です。今の時点で、条例改正、そして日々、村民目線で汗をかいておられる副村長。児童生徒の学校教育、生涯学習の総責任者として、頑張っておられる教育長の処分は必要ないと私は考えます。以上で、反対討論を終わります。

○議長（山室昭憲議員） ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） それでは賛成討論ありますか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。いいですね。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

○議長（山室昭憲議員） 反対多数により、すいません。全員反対のためにより、原案は、否決をされました。



日程第3 議案第67号南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

○議長（山室昭憲議員） 日程第3議案第67号南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決をされました。



日程第4 議案第68号南阿蘇村印鑑条例の一部を改正する条例の制定

○議長(山室昭憲議員) 日程第4議案第68号南阿蘇村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第5 議案第69号令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第7号)について

○議長(山室昭憲議員) 日程第5議案第69号令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ございませんか。7番今村竜喜議員。

○7番(今村竜喜議員) はい、7番今村です。

昨日の合同常任委員会の際に私も1点質問させていただきましたけども、ページでいきますと26ページだったかと思います。

消耗品費ということで、ワイン関係のことは説明をいただきましたけども、その際にワインのプロジェクト事業が今、実施されている中でのということ、その後の村長の考えをお聞きしたところです。

ワインプロジェクト事業につきましては、ワイン用のブドウの栽培をですね、村のほうバックアップして要するに、非買管理をしていただくような形で事業をスタートさせておりますけども、用地代それから資材、市場そういったものについては、ほとんど行政の負担というようなことで、事業しておりますし、昨日あげてありました中にはですね、ワインを買入れて要する保管等の経費ということでしたので、これも今回の分だけに限らずまた次が発生する可能性もあるというようなことで、思っております。

それから今生産につきましても、当初は苗木の状態でしたから、そこまで管理というものもなかったかと思いましたが、だんだん肥培管理のほううまくやっけていただいているおかげだろうと思いますが、収量を増やすことが出来て、最初に収量が確認が出来た時はたしか1,400キロ程度だったのではないかと思っておりますし、その後におきましては、2,000キロを超える原料の収穫があつておると思っております。

その分につきましては熊本ワインさんのほうに販売をされ、村のほうとしましては歳入として売上げが上がっておりますけども、最終的に肥培管理を行われているところのほうに、歳出と同額が出ておりますので、結局、この事業については、何ら村には収益はちょっと発生していないというようなことですね。

この事業についてもある程度一定の採算ライン等が、確認出来たといえますか、プロジェクト事業でするのである程度軌道に乗るようであれば、一旦これは事業を終結するなり、民間への移譲を含めて新たな方向性を考えていくべきだろうというふうに思いますので、今後はですねそういう肥培管理がされているということであれば、おのずと業務委託契約かなんかされていると思いますので、そういったことの見直しの検討、それから出来たワインをですね、実際村では販売出来ませんので、三セクのほうで販売のほうを行っていただいておりますが、そういった製品がどのぐらいの捌け具合があって、要するに在庫管理も含めてですね、どっかで適正な方法を見つけないといけないんじゃないかと思っておりますので、村長におかれましては、この南阿蘇村ワインプロジェクト事業についての、見直しといえますか事業の終結を御検討いただきたいと思っておりますので村長の意見を伺いたいと思っております。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） 今のワインについての御質問がございました。

昨日も申し上げましたように、いずれは民営化、これも軌道に乗る軌道に乗るワインで、赤牛振興を図っていくという、その辺は軌道に乗せるようにやりますしてそして将来は、民営化ということでき、やっていきたいと考えております。

○議長（山室昭憲議員） はい、今村委員。

○7番（今村竜喜議員） いずれはということになりますと結構時間が必要かと思っておりますが、いずれにしても先方といえますか相手方もいらっしゃることで、そう簡単にはこちらの意向だけが通用するとはもちろん思いませんが、そういった意を含めてですね、協議をまた議会あたりとしていただくとですね、それなりにまたいい答えも出るかと思っておりますので、前向きな検討をどうぞよろしく願いをいたします。

○議長（山室昭憲議員） ほかにございせんか。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） ありませんね。はい。これで討論を終わります。本案に、賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第70号令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第71号令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第8 議案第72号令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山室昭憲議員） 日程第6議案第70号令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算、第1号から日程第7議案第72号令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてまでの3議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 議案第70号から議案第72号までの3議案を一括して採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第73号令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（山室昭憲議員） 日程第9議案第73号令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算第2号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第74号村道路線の認定

○議長（山室昭憲議員） 日程第10議案第74号村道路線の認定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第11 議案第75号工事請負契約の変更

○議長（山室昭憲議員） 日程第11議案第75号工事請負契約の変更について。令和5年度道の駅あそ望の郷くぎの隣接公園南側駐車場造成工事を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なし。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わり、本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第12 議案第76号工事請負契約の変更

○議長（山室昭憲議員） 日程第12議案第76号工事請負契約の変更について。南阿蘇村庁舎太陽光発電設備等設備工事を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしとして、これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わり、本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。

○

日程第13 議案第77号財産の処分

○議長（山室昭憲議員） 日程第13議案第77号財産の処分についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。4番河内議員。

○4番（河内克也議員） はい4番、河内です。

追加議案77号グリーンピア南阿蘇の財産処分について質問いたします。

これは皆様御承知のようにグリーンピア南阿蘇は、旧久木野村が全村あげて長く誘致活動の結果、誘致に成功し年金保養基地として開業いたしました。

それから、紆余曲折があり現在に至っています。旧久木野村の皆様には、非常に思い入れがある施設で、今は滞在型宿泊施設として、貴重な南阿蘇村の財産であります。そして地元雇用、経済波及効果等ありますし、私は、今後の発展を願うものです。

そこで、3点確認のために質問をいたします。

1点目は村民が1番心配されるのは、売買後、乱開発、乱開発にならないことです。乱開発防止策をお聞きいたします。

2点目は南阿蘇カントリークラブの村への賃貸料の支払いの状況。

そして3点目は売買される土地と詳細で位置図だったんですが、今日議案に添付されておりましたので、その点はもうはつきり分かりました。

ありがとうございます。以上2点について質問いたします。

○議長（山室昭憲議員） 野口政策企画課長。

○政策企画課長（野口幸広課長） おはようございます。4番河内議員の質問にお答えします。

新たな土地の造成、乱開発や不法投棄などが無いよう、関係課、担当課と巡回等を実施するとともに、企業側にも関係法令や村の景観条例もあわせて説明を行っていきたいと思っております。

また賃貸料についてですが、毎年滞りなく納入されておられます。先ほど河内議員からも言われましたように売却資料としましてはタブレットに掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） ほかに質疑ございませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第14 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦

○議長（山室昭憲議員） 日程第14、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は可決されました。はい。

○

動議 6番今村輝宏議員

○6番（今村輝宏議員） 6番今村です。動議を提出させていただきたいと思えます。

○6番（今村輝宏議員） はい。村長不信任案についてでございます。

○議長（山室昭憲議員） ただいま今村輝宏議員から、村長に対する不信任案決議案の動議が提出されますので、暫時休憩をいたします。再開については、連絡をいたします。

-----○-----
10:25 休憩

11:32 開始
-----○-----

追加日程第1 発議第5号吉良村長に対する不信任案決議案について

○議長（山室昭憲議員） 再開いたします。先ほど、今村輝宏議員から提出されました。動議は成立をいたします。吉良清一南阿蘇村長の不信任案決議案の動議を日程に追加し追加日程と第1として直ちに、議題とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 異議なしとみとめます。

追加日程第1 発議第5号吉良村長に対する不信任案決議案

○議長（山室昭憲議員） 追加日程第1 発議第5号吉良村長に対する不信任案決議案についてを議題といたします。提出者である今村輝宏議員に、議案の説明を求めます。

○6番（今村輝宏議員） 発議第5号令和5年12月8日南阿蘇村議会議長山室

昭憲様。提出者、南阿蘇村村議会議員今村輝宏。賛成者、南阿蘇村村議会議員、今村竜喜。賛成者、南阿蘇村議会議員、笠野眞喜。吉良清一、南阿蘇村村長に対する不信任決議案について、上記の議案を地方自治法第112条第1項及び、第2項並びに、会議規則第14条第1項及び、第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

吉良清一南阿蘇村村長に対する不信任決議。本議会は、吉良清一南阿蘇村村長を新任しない。以上、決議する。

理由を説明します前に、我々議員は9月定例会で提出いたしました不信任案から約3か月、議員や有権者の方々とさまざまな意見を出し合い、南阿蘇村がよりよい方向へ進むよう、議論を続けてまいりました。

しかし、このような決断になったことは、非常に残念でなりません。断腸の思いで理由を述べさせていただきたいと思えます。

理由、村行政を任せるに際し、行政執行能力がないとの判断から、吉良清一村長を新任しない旨を決議する。以下、詳細内容を説明します。

村長就任から1回の選挙挟み既に7年がたとうとしている。これまでに、いろいろな案件で、新聞にも取上げられたが、ほとんどの記事が村にとって好ましくない内容である。

前回の9月定例会にて、不信任決議を提出した。結果は、賛成10反対4で、否決となっている。それから約3か月が経つが、その間にも有機肥料生産センターの剰余金未返還問題。

また、職員の懲戒処分、保育所の統合方針議論振出しなどが掲載された数々の案件に共通することであるが、1番の問題は、議会との対話がないことである。

村長は就任直後から執行部と議会は、車でいえば両輪であると、度々出てきたしかし、両輪どころか、ほぼ一輪の状況である。

以前からその旨を幾度となく言ってるにもかかわらず、相談なしで事が進んでいる。

今回の剰余金問題においても、有機肥料センターから相談があった時点で、事前に議会とも相談をして、契約変更等及び再度見直しも含め、協議を行うべきであった。

また、剰余金の村長説明で当初の説明では、修繕費等の支出で手持ち金が必要であったとあるが、6年間の質支出を調べると、一般会計から修繕費支出がされている。全くつじつまが合わない。

また、当初繰越しを口頭で容認、契約書も見てない状況で容認すること自体が問題である。あわせて今年4月に、翌年度に繰越しを認める形で、契約変更。

さらに9月には、現状にそう形で剰余金を入金しないといけない旨の内容で、

再度契約を結び直している。

先ほど議案第66号が議決されましたが、この議案を上げているということは、自分の責任を認めることであるが、減給処分という話ではなく、このような事態を招いていること自体が大きな処分に値すると考える。

保育所の統合問題もしかりであるが、事前の相談は議会には全くない。令和5年2月15日に答申が出てから、文教厚生委員会及び全員協議会、また、村長所信表明の中で、答申内容の説明はあったが、詳しい説明があったのは、6月12日の全員協議会が初めてである。

その際、既に候補地が2か所選定されており、一つは公共施設一つは民有地である。まだ場所どころか在り方検討委員会で、将来的に統合に賛成か反対か等のアンケートはされているが、場所などの具体的なアンケートによる検討もされていないときである。

誰が聞いてもおかしい話であります。なぜ、議会との協議が事前に出来ないかが分かりません。新聞に掲載された幾つもの案件が、事前に議会と協議していれば問題にならなかったと思われる案件ばかりである。

次に、昨日合同常任委員会で説明のあった、所得税の源泉徴収漏れについてであるが、村が委託料の支払いで、個人事業主の場合は、支払いに応じて所得税を源泉徴収して、税務署に納付する必要がある。

この所得税の源泉徴収を行っていない事案が判明した。この案も経緯を速やかに説明を行い、先に謝罪をするべきである。

次にTSMCの関連の対応である。約2年前に、台湾、TSMCによる、半導体工場が熊本に設立するとの報道があった。それから2年TSMCへのプロジェクトチームをつくる自治体や関連企業誘致に向けた取組を行っている自治体もある。南阿蘇村もTSMC工場から車で約25分から30分、圏内にあるとして、住宅等の立地としては高条件である。

しかしながら、直接的な話も出来ずいまだ具体的な話もない状態である。住宅など、受皿をつくるなど、協議は出来たと思うが全く進んでいない。これは、自治体の長として、早急に取り組むべきであったと思われる。

ある一般質問の時に、他町のことは他町の問題であると言った経緯がある。

しかし、TSMC問題になると他町も進んでないと答弁をされています。

他町のことはいいので、わが村の対応をどうするかが論点である。既に第3工場の設置までを熊本県で検討していると報道されている。企業誘致が1番かもしれない。

しかし、住居や関連工場など、さまざまな対応はできると思われる。今課題である働く場所の確保や人口減少、耕作放棄地の解消など全ての課題が、このTSMC関連の誘致で解決へとつながるとと思われる。これ1本に全力を注ぐべ

きであったと思う。

このことにおいても、議会と協議を重ね議員同行するなど、議員と同行するなど、多様な手段があったと思う。今日までに定例会で、多くの議員が一般質問にて、提案及び今後の計画等を質問してきたが、その後の経緯が全く説明されず、また、計画等の実行もほとんどされていない。

また、職員への処分も幾つかの案件で行われている。自治体の長として、村民を守っていく。あわせて、職員も守っていく立場にありながら、問題が起ると職員の処分が先に来る。職員がよりよい環境で働く状況をつくっていかないといけないのに、今の状況では、職員も、新たな取組をしたくても、意見が言えない状況のような気がする。

村民が役場全体に閉塞感を感じるとまで言われています。この状況では、村は全く発展しないと思われる。

議会は、今のやり方は間違っていると判断しました。行政課題に対しても議会に対して、相談も全く行われず、数多くの軽率な行動、問題ある行動により、村政の混乱や停滞を招いている状況にあります。

これらは全て、組織の長であり、監督する立場として責任は当然であるが、それ以前に、南阿蘇村長個人のリーダーとしての支出の欠如と判断せざるを得ない。

これ以上、村政を任せるのは、南阿蘇村の発展を妨げるものである。よって、南阿蘇村議会は、村政の健全化と安定を図るため、吉良清一村長に対する不信任を決議するものである。

以上、不信任決議でございます。議員各位におかれましては、是非御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 議案の説明を終わります。ただいまから、発議第5号吉良清一村長に対する不信任案決議案についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。討論を行います。まずは、反対討論ありませんか。10番工藤議員。

○10番（工藤保雄議員） 10番工藤保雄です。

辞職勧告決議案につきまして、反対討論をいたします。村長の今までの功績に対しましては、9月の定例会のとき述べておりますので、省きます。

今回の不信任案全く私も同調しないというわけではありません。遠からず、そういうことがあったというふうなことも自覚する部分があります。

やはり、議会との対話、職員への対応、そのことが足りないような気も私もいたします。そしてまた、報道で毎日、新聞を見ますと、南阿蘇の悪いことば

っかりが載ります。村民が閉塞感を抱いていることも、事実だろうというふう
に思います。

これでは反対討論になりませんが、1番はですね、まず村長がその態
度思いを変えていただいて、頑張ってもらいたいという部分と4年、3年前に、
選挙で選ばれて、4年間の村長という職務を与えられたという事実もあります。

そしてまた、あと、残り1年ちょっとの任期の中で、今辞職を勧告し、失職
をしたならば、また選挙せにゃいかんわけですけども、そういうことが空白
を招くことで、村政の混乱をなお一層強めるのではないかというふうに思いま
す。

ですから、まずは村長があと1年何か月かの間に、2期目の集大成として、
今指摘があったことを、反省し改革しそして、重なりますが、2期目の終局を
迎え、その中で、審判を仰ぐことが1番いいというふうに思います。ですから、
村長の弁護ということももちろんですけども、村政の混乱を招かないために、
今回の辞職勧告決議案には反対をいたします。以上です。

○議長（山室昭憲議員）次に、賛成討論はありませんか。はい。7番、今村竜喜
議員。

○7番（今村竜喜議員）7番今村竜喜です。

賛成の立場で討論いたします。先ほどの発議内容と重なるところはありま
すが私も今まで、1番の問題は、村長が就任当初から、執行部と議会は、車でい
えば、両輪であると度々言われているにもかかわらず、どの案件に対しても全
く議会に事前の相談がなく、上程され審議となった後に、全員協議会等で説明
などが多々あっております。

新聞掲載された案件も数多くありますが、しっかりと協議を持って行えば、
問題にもならなかったものばかりであります。

なぜ事前協議が出来ないのか、不思議でなりません。有機肥料センター剰余
金問題に関しましても相談のあった時点で執行部及び、議会と契約の変更等
を含め、協議を行って行けば、ここまで問題にならなかったと思われま

す。その他今日までの問題については、先ほど発議内容で言われたとおりなので、
全てを事細かく申し上げはしませんが、村の現状を見ると、とても活気がある
村づくりをしているとは思えません。

役場においても、職員から意見が少ないのは、村長の取組方の問題が問題も
あると思われま

す。村政の混乱や停滞を招いている現状にあり、村政の健全化
と安定を図っていくためにも、信任しないと判断いたしました。以上、賛成討
論といたします。

○議長（山室昭憲議員）ほかに討論ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 本案は、特別多数議決となり、出席議員数の4分の3以上の者が賛成が必要となります。

ただいまの出席議員は14名でありその4分の3は11人です。

また、議長も表決権を有します。本案は、起立により採決を行います。

それでは、本案に賛成の方は、起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（山室昭憲議員） 4分の3に達しないことにより、本案は否決することに決定いたしました。

日程第15 閉会中の継続審査

○議長（山室昭憲議員） 日程第15、閉会中の継続審査についてを議題といたします。まず、各特別委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。タブレットに配付の特別委員会付託調査事件変更一覧表のとおり、閉会中の継続審査事件といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をいたしました。次に、各常任委員長及び議会運営委員長より、事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、申出がっております。これに異議ありませんか。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。お諮りいたします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することと決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたします。会議規則第8条の規定により、令和5年第4回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同、その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

閉会 午前11時55分